

衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 3 月 30 日（木）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 鈴木委員長から、アドバイザー・ボードを設置することとなった旨の報告がありました。

2 原子力問題に関する件

- ・原子力規制委員会の活動状況について、山中原子力規制委員会委員長から説明を聴取しました。
- ・中谷経済産業副大臣、里見経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 原子力委員会委員長 上坂充君

(質疑者) 宗清皇一君（自民）、穂坂泰君（自民）、中川康洋君（公明）、浅野哲君（国民）、
米山隆一君（立憲）、阿部知子君（立憲）、足立康史君（維新）、空本誠喜君（維新）、
笠井亮君（共産）

(質疑者及び主な質疑事項)

宗清皇一君（自民）

- (1) 原子力発電の規制機関と事業者とのコミュニケーションのルールについての諸外国の事例と我が国との違い
- (2) 諸外国の事例を参考として原子力規制委員会が事業者とのコミュニケーションを改善する必要性についての山中原子力規制委員会委員長（以下、「山中委員長」という。）の見解
- (3) 原子力発電所の設備利用率向上に関する事業者の取組に対して政府が最大限後押しをする必要性
- (4) 日本原燃の使用済核燃料再処理工場の竣工時期の見通し及び電気事業連合会が 2020 年 12 月に公表したプルサーマル計画の達成の見通し

穂坂泰君（自民）

- (1) G X 実行会議関係
 - ア 設置許可済みの原発の再稼働に向けて国が前面に立ってあらゆる対応をとっていくとした令和 4 年 8 月 24 日の G X 実行会議での岸田内閣総理大臣の発言に関する具体的内容及び対応の方向性
 - イ 原子炉等規制法において運転期間を 40 年とし、運転期間延長の上限を 20 年とした根拠
 - ウ 運転期間に上限を設けない制度にすべきという考えに対する資源エネルギー庁の見解
- (2) A L P S 処理水を海洋放出する際のトリチウム排出量と海外の原発からの排出量との比較及び A L P S 処理水の海洋放出に関する I A E A の評価

中川康洋君（公明）

- (1) 光熱費対策関係
 - ア 大手電力会社からの電気料金再引上げ申請に対する審査の状況及び今後の方向性
 - イ L P ガスの配送合理化補助金及び設備導入促進補助金の公募状況並びにユーザーへの価格抑制効果
 - ウ 本年 3 月 22 日に決定された物価高対策に盛り込まれた L P ガスの負担軽減策に関する地方公共団体における具体的な取組手法
- (2) 高経年化した原子炉に対する新たな規制関係
 - ア 運転開始後 30 年を超えて運転する場合における 10 年以内ごとの基準適合性審査を盛り込んだ新たな規制案の厳格性及び実効性について山中委員長の見解

- イ 電気事業法改正案において、最長 60 年の運転期間から除外する期間と定められている「行政指導に従って申請発電用原子炉の運転を停止した期間」が示す具体的事案及び該当する事例
- (3) 原子力発電に係る人材の育成及び確保に係る今後の財源確保や体制維持の具体的方針並びに原子力規制庁における今後の人材育成及び職員確保の方向性

浅野哲君（国民）

- (1) 原子炉等規制法の見直しについて原子力規制庁と資源エネルギー庁との間で行われた調整や確認作業に関する事実関係
- (2) 今回の見直しで原発の運転期間の規定を電気事業法に移し 40 年と規定することの科学的、技術的、合理的根拠の必要性に対する資源エネルギー庁の見解
- (3) 原子力規制委員会規則に規定される予定の「長期施設管理計画」に係る記載事項の具体的内容
- (4) 原子力規制委員会の審査体制強化の必要性に対する山中委員長の見解
- (5) 加速器を用いた核種変換技術の早期実現に向けた最近の研究動向や課題、政府の施策の方向性

米山隆一君（立憲）

原子力発電所の運転期間に関する山中委員長の見解

- ア 今国会に提出されている「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（以下「GX脱炭素電源法案」という。）において、運転期間に関する規定を原子炉等規制法から削除し電気事業法に移す理由
- イ 高経年化した原子炉は劣化が進み審査が困難になるため運転期間の年限が規定されているという理解に基づけば、運転期間は原子炉等規制法で規制すべきであるという考えに対する見解
- ウ 電気事業法改正案においても運転期間の上限規定を残した理由
- エ 上限規定を残した理由に対する科学者としての所見
- オ 現行の原子炉等規制法において運転期間の年限が規定されている理由
- カ 現行の運転期間の規定は原子力規制委員会が規制を行うタイミングであるという山中委員長の見解についての確認
- キ 運転期間 40 年を規制のタイミングとしている理由に関する科学者としての見解
- ク 現行の運転期間の規定の科学的合理性の有無に関する科学者としての認識
- ケ 経年劣化に伴い原子炉の検査が難しくなるという認識の有無
- コ 現行の年限規制は経年劣化を踏まえて審査終了時期を規定したものとの考えの当否に関する原子炉等規制法を所管する立場からの見解
- サ 現行の年限規制の合理性の有無に対する、原子炉等規制法担当者としての認識
- シ 運転期間の年限を延長できることに対する科学的根拠の必要性についての見解

阿部知子君（立憲）

原子力発電所の運転期間関係

- ア 経年劣化管理に係る原子力規制委員会と原子力エネルギー協議会（ATENA）の実務レベルの技術的意見交換会の結果に関する原子力規制委員会（令和 2 年 7 月 22 日）での議論の経緯
- イ 「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」（令和 2 年 7 月 29 日原子力規制委員会）において発電用原子炉施設の利用期間は原子力の利用の在り方に関する政策判断であるとし、山中委員長が事業者側の政策に切り詰める理由
- ウ 「原子力の利用の在り方」を事業者側の運転の問題にすり替えた山中委員長の責任の有無
- エ 経済産業省が令和 2 年 7 月の同見解を知った時期及び同見解を受けた経済産業省内での検討の有

無

- オ 同見解が示されてから原子力発電所の運転期間に係る資源エネルギー庁と原子力規制庁との会合が始まる令和3年7月までの経済産業省内での同見解を受けた議論の回数及びメモの有無
- カ 原発の運転延長に関する政策意思決定について審議のメモがない状態で国民理解を得ることへの疑問に対する里見経済産業大臣政務官の見解
- キ GX脱炭素電源法案の検討段階における経済産業省から環境省への説明状況
- ク 昨年7月以降7回行われた原子力規制庁と資源エネルギー庁の面談における資源エネルギー庁側のメモ及び資料の公表の必要性

足立康史君（維新）

- (1) 原子力の安全神話に陥らないために必要なことについての山中委員長の見解
- (2) 原子炉の運転や期間の延長は、原子力規制委員会の規制基準を満たさなければ認められないことの確認
- (3) 次世代炉SMRのメリットのみPRすることを止めるべきとの意見に対する経済産業省の見解
- (4) 原子力規制委員会で高経年化した発電用原子炉に関する新たな規制制度案を決定する際に石渡委員が反対であったことがあらわになったことはプラスであるとの意見に対する山中委員長の見解

空本誠喜君（維新）

GX脱炭素電源法案では、原発の運転期間に関する認可権限が経済産業大臣、原子炉の設置等の許可権限が原子力規制委員会とダブルスタンダード状態になることから、全ての許認可権限を原子力規制委員会に持たせて規制の一元化を図るべきとの考えに対する上坂原子力委員会委員長及び山中委員長の見解

笠井亮君（共産）

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の32（運転期間）関係
 - ア 昨年7月の原子力発電所の運転期間延長に係る原子力規制庁と資源エネルギー庁の面談の際に、資源エネルギー庁が原子力規制庁に対して、平成24年の原子炉等規制法改正時に内閣法制局に提出した資料の提供を求めた趣旨
 - イ 同資料において、原発の運転期間制限に係る原子炉等規制法第43条の3の32の趣旨として書かれている内容の確認
 - ウ 同資料における原発の運転期間40年に係る記載内容
 - エ 原発の運転期間の制限に係る同条の趣旨は、安全を確保しリスクを低減させるためのものであるとの考えに対する山中委員長の見解
 - オ 平成24年改正時に、同条が安全を確保するための規定として定められたのであれば、今回の法改正で原子炉等規制法から運転期間制限に係る条文を削除すべきではないとの考えに対する見解
 - カ 現行の原子炉等規制法の目的には利用に関することが一切含まれていないにもかかわらず、運転期間制限に係る規定は利用に関する規定であると山中委員長が言える根拠
 - キ 令和2年7月に原子力規制委員会が「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」を取りまとめることとなった発端
 - ク 同見解は、一定期間を運転期間から除外してはどうかという事業者側の提案をはねつけるものであるとした更田前原子力規制委員会委員長の国会答弁（令和4年4月7日）と山中委員長が同じスタンスであることの確認
 - ケ 運転期間40年は原発の運転期間であって、20年延長の評価のタイミングではないとの考えに対する山中委員長の見解

- コ 原発の運転期間は安全を確保するために定められたものであるにもかかわらず山中委員長が「運転期間の規定は利用政策に関する規定であり原子力規制委員会が意見を述べる立場にない」とのスタンスをとることへの疑義
- (2) 衆議院予算委員会における「審査はその安全について判断を行うもの」との山中委員長の答弁（令和5年1月31日）が安全神話であるとの考えに対する山中委員長の見解